

ワ州基本法の研究

—— 中国法との比較を通じて —— (3) 民法【資料】

The study of The basic law of the Wa state
—— A way to make a comparative study of Chinese law —— (3) Civil law [Document]

安田 峰俊^{※1}・高橋 孝治^{※2}

ミャンマー連邦共和国のシャン州には、「ワ自己管理管区（ワ州）」と呼ばれる地域がある。ワ州はミャンマー政府が直接統治をしておらず、ワ州人民政府という国際的に承認されていない政府が実効支配を行ういわゆる革命根拠地となっている。ワ州では当然にミャンマー政府の法制度とは異なるワ州基本法という法制度が施行されている。本稿は、ワ州基本法の解明を通じてワ州社会を解明する試みの一部である。

既に筆者らは、ワ州基本法を研究対象とした論考を何本が発表してきており、本稿はその一部である。具体的には本稿は、ワ州基本法第二章「民法」（ワ州民法）の条文の和訳を資料として提供するものである。ワ州民法の和訳の資料を提供し、本稿はワ州民法には粗雑な点が多いが、このような法律が形式的にかもしれないが施行されている社会が存在していると締めくくる。

キーワード：東南アジア法，ミャンマー，革命根拠地法，民法，ワ州

※1 立命館大学 人文科学研究所 客員研究員

※2 所属なし（中国政法大学 刑事司法学院 博士課程修了生）

I はじめに

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という）のシャン州には「ワ自己管理管区（以下「ワ州」という。中国語では「佤邦」と表記される）」という地域がある¹。ワ州はいわゆる革命根拠地（国際的に承認されていない政府による実効支配領域）であり、ミャンマーの政府法とは別の法である「佤邦基本法（試行）」（以下「ワ州基本法」という）が施行されている。このワ州基本法を通じて、ワ州社会の解明をすべく、筆者らは安田峰俊＝高橋孝治（2015）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（1）総則」（『経営情報研究（多摩大学研究紀要）』（19号）多摩大学、71～86頁収録）および安田峰俊＝高橋孝治（2016）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（2）民法」（『経営情報研究（多摩大学研究紀要）』（20号）多摩大学、103～118頁収録）を公表した。これらは、ワ州基本法第一章「総則」と第二章「民法」（以下「ワ州民法」という）について、ワ州基本法の母法となっている中華人民共和国法との比較という手法で研究を行った。しかし、紙幅の都合もあり、ワ州民法の条文詳解については稿を改めて行うとだけ述べていた（安田＝高橋 2016：p.118）。本稿は、ワ州民法の条文の和訳を資料として提供するものである。

II ワ州民法の和訳²

第1条 公民、法人の合法的民事權益を保障し、平等な主体である公民間、法人間、公民および法人の間の財産関係および

人身関係の調整を行い、ワ州の実際的狀況に基づき、ワ州の民事活動の實踐經驗を総括するため、本法を制定する。

第2条 民事活動は自主、平等、等価有償、誠実信用の原則および当事者の民事活動中の平等原則を遵守しなければならない。

第3条 公民、法人の合法的民事權益は法律の保護を受け、いかなる組織および個人も侵してはならない。

第4条 民事活動は法律を必ず遵守し、ワ州政府の政策、法令を尊重し、民族の風俗、公共の利益、ワ州政府の經濟計画の破壊およびワ州の經濟秩序に騒乱を与えないことを尊重しなければならない。

第5条 ワ州管轄区内のワ州公民の民事活動には本法を適用し、ワ州管轄区内の外国人、無国籍者にも同様に適用するものとする。法律にその他の規定がある場合は例外とする。

第6条 公民は出生のときから死亡のときまで民事權利能力を具備し、法により民事權利を享有し、民事義務を負い、公民の民事權利能力は一律に平等とする。

第7条 16歳以上の公民を成年者とし、完全な民事行為能力を具備し、独立して民事活動を行うことができる完全民事行為能力者とする。14歳以上16歳未満の公民で、自己の労働収入を持って主要

な生活資源をしている場合は完全民事行為能力者とみなす。そうでない場合は、制限民事行為能力者とする。

第8条 10歳以上14歳未満の未成年者は制限民事行為能力者とし、その者の年齢、知力に相応する民事活動を行うことができ、その他の民事活動にはその者の法定代理人の代理もしくはその者の法定代理人の同意が必要となる。10歳未満の未成年者は無民事行為能力者とし、その者の法定代理人の代理により民事活動を行うものとする。

第9条 自己の行為を弁識できない精神病患者は無民事行為能力者とし、その者の法定代理人の代理により民事活動を行うものとする。完全な自己の行為の認識ができない精神病患者は制限民事行為能力者としてその者の精神健康状態に相応する民事活動を行うことができ、その他の民事活動にはその者の法定代理人の代理もしくはその者の法定代理人の同意が必要となる。

第10条 無民事行為能力者、制限民事行為能力者の監護人はその者の法定代理人とする。

第11条 公民はその者の戸籍所在地の居住地をもって住所とし、常住居住地と住所が一致しない場合は常住居住地を住所とみなす。

第12条 未成年者の父母を未成年者の監護

人とする。未成年者の父母が既に死亡しているか監護能力がない場合、祖父母、外祖父母、兄、姉および密接な関係があるその他の親族、監護責任を負うことを希望する友人もしくは未成年者の父母が所在する単位または未成年者の住所の郷、村街道が同意した者が監護人を担当する。

第13条 監護人の担当について争いがある場合、未成年者の父母が所在する単位または未成年者の住所、居民委員会、村民委員会が近親者の中から指定し、この指定に不服があり訴訟の提起を行う場合には司法機関が裁決をする。

第14条 無民事行為能力者もしくは制限民事行為能力の精神病患者は配偶者、父母、成年子女およびその他の近親者の監護により、担当の監護人に対し争議がある場合、村委員会は近親者の中から指定をする。指定に対して不服の訴訟を提起する場合は、司法機関の裁決によるものとする。

第15条 監護人は監護責任を負い、被監護人の人身、財産およびその他合法權益を保護し、被監護人の利益以外のためには被監護人の財産を処理してはならない。監護人の法による監護の権利は法律により保護される。

第16条 監護人は監護の職責を不履行にしたり、被監護人の利益を侵害してはならず、責任を負わなければならない。

司法機関は関係者もしくは関係単位の請求に基づき、監護人の資格を取り消すものとする。

第17条 精神病患者の利害関係者は、司法機関に無民事行為能力者または制限行為能力者としての宣告を申請することができる。その者の健康回復の状況により、本人もしくは利害関係者の申請を経て、司法機関はその者が制限民事行為能力者または完全民事行為能力者である旨の宣告をする。

第18条 公民が満2年行方不明となった場合、利害関係者は司法機関に対しその者が失踪人となった旨の宣告を申請することができる。戦争期間に行方不明となった場合は、行方不明の時間は戦争終了の日から起算する。

第19条 失踪者の財産はその者の配偶者、父母、成年子女もしくは密接な関係のあるその他の親族、友人が代理して管理するものとする。代理の管理に関し争いがあるか以上に規定した者がいないか以上の者に代理管理の能力がない場合には司法機関が代理管理者を指定する。失踪者の債務およびその他の支払うべき費用は代理管理者により失踪人の財産の中から支払うものとする。

第20条 失踪人の宣告がされた者が現れるかその行方が確かに明らかとなった場合、本人および利害関係者の申請により、司法機関はその者の失踪宣告を取

り消さなければならない。

第21条 満4年の行方不明、突発事故による行方不明、戦争期間の行方不明、事故発生の日か戦争終結の日から起算して満2年の場合、利害関係者は司法機関にその者の死亡の宣告を申請することができる。

第22条 死亡の宣告がされた者が現れるかその行方が確かに死亡していないことが明らかとなった場合、本人および利害関係者の申請により、司法機関はその者の死亡宣告を取り消さなければならない。民事行為能力者が死亡を宣告されていた期間に行った民事法律行為は有効とする。

第23条 死亡宣告が取り消された者は財産返還の請求をする権利を持つ。相続の規定により財産を取得した公民または組織はその原物を返還しなければならない。原物が既になければならない。

第24条 個人経営の診療所、病院、薬局などの医療従事者はワ州衛生局とは別に工商局に登録をして開業しなければならない。

第25条 公民は法律の許す範囲内で、法による登記を備えた上で、工商業の経営に従事し、これを個人工商業者とする。個人工商業者は屋号を使うことができる。

第26条 農村集団経済組織の構成員は、法律の許す範囲内で契約による請負い栽培、養殖に関する経営に従事し、これを農村請負経営者とする。

第27条 個人工商業者、農村請負経営者の合法的権益は法律の保護を受ける。その債務については、個人経営の場合は個人の財産をもって負担をし、家族経営の場合は家族財産を持って負担するものとする。

第28条 個人組合とは二人以上の公民が協議によって各自の資金、原物、技術などを提供し、共同で経営をし、共同で労働をし、共同で受益をし、共同で債権を享受し併せて債務を負担することを指す。

第29条 個人組合経営活動では共同経営者同士の決定により、共同経営者が執行および監督の権利を持つ。共同経営者は責任者を推薦することができ、その責任者が経営活動を行う。共同経営者全体が民事責任を負うこととする。

第30条 法人は民事権利能力および民事行為能力の自然人を持ち、法により民事権利を持ち、民事義務を負担する。
法人の民事権利能力および民事行為能力は、法人が成立したときに成立し、法人が終了するときに消滅する。

※訳者注「民事行為能力の自然人を持ち」ではなく「民事行為能力を持ち」と思われるが、この表現は原文の直訳である。

第31条 法人は法により成立することが必須であり、必要な財産または経費があり、自己の名称、組織機構および場所があり、独立して民事責任を十分に負うことができることを条件とする。

第32条 法人はその法人の主要な事務機構の所在地を住所とし、法人が終了したとき、法により清算を行い、生産の範囲の他の活動は停止する。

第33条 公有・集団所有制の企業・合資企業・外資企業、規定に到達した資金額、組織規定、組織機構および場所、独立して民事責任を負える旨、法人の条件を具備している旨を法によって工商行政管理機関を経て登記し、法人資格を取得することができる。

第34条 企業法人は登記されている経営範囲内の経営に従事しなければならず、法人の法定代表人およびその他の従業員の経営活動に対して民事責任を負う。

第35条 企業法人が分離、合併またはその他重要事項に変更がある場合、登記期間に対して登記手続をし、併せて公告をすることで、企業法人は分離・合併、その法人の権利および義務を変更後の法人が享有および負担するものとする。

第36条 企業法人は以下の一つの理由があるとき終了する。法により取り消し、解散をされたとき、法により破産を宣告されたときなどおよびその他の原因

があるとき、

第37条 企業法人が終了するとき、登記機関に抹消登記をし合わせて公告することで、企業法人は解散し、清算組織が成立し清算を行うものとする。企業法人が取り消され、破産宣告をされた場合は、主管機関もしくは司法機関組織により関係機関および関係人員は清算組織を成立させ清算を行うものとする。

第38条 公有制企業法人は政府に授与された経営管理の財産をもって民事責任を負担し、集団所有制企業法人は企業所有の財産をもって民事責任を負担するものとする。合資および外資企業法人は企業所有の財産をもって民事責任を負担するものとする。私有制企業法人は企業所有の財産をもって民事責任を負担するものとする。

第39条 登記機関に許可された登記の経営範囲を超えることは違法経営とし、登記機関に対し税務機関が真実を隠蔽していた場合、虚偽を弄していた場合、資金を隠し財産を隠匿して債務から逃げていた場合、取り消されるか破産を宣告された後自ら財産を処理した場合、変更・終了時に直ちに登記および公告の手続を申請せず利害関係者に重大な損失を与えた場合、法律で禁止されているその他の活動に従事し政府の利益もしくは社会の公共利益に損害を与えた場合には法人の負担する責任の他、法定代表人に対し行政処分や罰金を科

すことができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及するものとする。

第40条 独立の経費がある機関は成立の日から法人資格を具備する。法人の条件を具備した事業単位、社会团体は法により法人登記の手続が不必要とされている場合は成立の日から法人資格を具備し、法により法人登記の手続が必要な場合は登記による許可を経て法人資格を取得するものとする。

第41条 民事法律行為とは公民もしくは法人設立、変更、終了の民事権利および民事義務の合法行為とする。

第42条 民事行為能力は行為者が相応する民事行為能力を具備して、意思表示が真実であり、法律もしくは社会の公共利益を侵さないことを具備していなければならない。

第43条 民事法律行為は特殊な状況下での例外を除き、書面形式、口頭形式またはその他の形式を取ることができる。民事法律行為は成立したときから法的拘束力を持ち、行為者は司法機関および相手方の同意を得て解除または変更ができる。

第44条 以下の民事行為は無効とする。

- (1) 無行為能力で実施された場合
- (2) 制限行為能力者が単独で実施することができない行為の場合

- (3) 一方が詐欺、強迫の手段または弱みにつけ込んで相手方が真の意思とは異なる判断をせざるを得ない状況による場合
- (4) 悪意の通謀により政府、集団あるいは第三者の利益に損害を与えた場合
- (5) 政策法規もしくは社会公共の利益に違反した場合
- (6) 経済契約が政府の指令性計画に違反している場合
- (9) 合法形式を装った非法な目的の場合無効な民事行為は行為の開始時から法的拘束力を有しない。

※訳者注：参照した『ワ州基本法』22頁によれば、本条第1項（6）の次は（9）となっている。なお、『ワ州基本法』が誤植なのか、政府公表の条文にそもそも誤植があるのか、（7）と（8）が省略されているのかは不明である。

第45条 以下の民事行為は一方が司法機関に変更または取消を請求する権利を有する。

- (1) 行為者が行為の内容につき重大な誤解をしていた場合
- (2) 明らかに公平でない場合
取消された民事行為は行為の開始時から無効とする。

第46条 民事行為が無効または取消の確認がなされた後、当事者はその行為によって取得した財産を損失を受けた者に返還する義務を負い、過失のある者は相手側が被った損失を賠償しなければな

らず、双方に過失がある場合は、各自が相応する責任を負う。

第47条 公民、法人は代理人を通じて民事法律行為を行うことができ、被代理人の行為は公民、法人が民事責任を負う。関連法規もしくは双方当事者の約定に従い、本人が実施しなければならないとされた民事法律行為は代理させることができない。

第48条 代理は委任代理と指定代理を包括するものである。委任代理人は被代理人の委託により代理権を行使するもので、法定代理人は法律の規定により代理権を行使するものである。指定代理人は司法機関もしくは指定単位の指定する代理権を行使するものとする。

第49条 代理権がない場合、代理権を超越した場合もしくは代理人が職責を履行せず被代理人に損失を与えた場合、代理人が第三者と通謀して被代理人の利益に損害を与えた場合には、代理人は連帯して責任を負うものとする。

第50条 代理人が委託された代理事項が違法であることを知っていた上でなお代理行為を行った場合または被代理人が代理人の代理行為が違法であることを知った上で反対の意思表示を行わなかった場合、被代理人は代理人と連帯して責任を負う。

第51条 財産所有権は所有者の法による自

己の財産を占有，使用，収益および処分する権利を享有することをいう。

第52条 財産所有権の取得は法律の規定に違反してはならない。契約もしくはその他合法的な方式で財産を取得した場合，財産所有権は財産交付の日から移転する。法律に他の規定がある場合もしくは当事者に別の規定がある場合はこの限りではない。

第53条 政府財産は政府の所有に属し，神聖不可侵であり，いかなる組織または個人も横領，略奪，私的分配，差押，破壊をしてはならない。

第54条 労働群衆集団の財産は法律に規定する集団所有の土地，森林，連峰，草原，荒野，山地，河口，ダム，農地水利施設および集団所有の建築物，教育，科学，文化，衛生，体育などの施設を含むものとする。
集団所有の財産は法律の保護を受け，いかなる組織または個人も横領，略奪，私的分配，破壊または不法に封鎖，差押，凍結，没収をしてはならない。

第55条 公民の個人財産は公民の合法的収入，家屋，貯蓄，生活用品，文物，図書資料，材木，家畜，車両および法律で許可された公民所有の生産資料およびその他合法的財産を含むものとする。

第56条 公民は法律により財産の相続権を享有する。

第57条 法律の認可の下，公民は宗教信仰の自由を持ち，民族の風俗および民族の慣習を継承する自由を持ち，結社，集会，言論，通信の自由も持つ。

第58条 宗教団体を含む社会団体の合法的財産は，法律の保護を受けるものとする。

第59条 財産は二人以上の公民，法人で共有することができる。共有は按分共有と共同共有に分けられる。共有財産に対しては，権利を分有し，義務を分担するものとする。共有財産の一方が財産を売却しようとする場合，同等条件，同等価格で共有の相手方が優先購入する権利を持つ。

第60条 所有者が不明の埋蔵物，隠匿物は政府の所有に帰属し，接収した単位は上納した単位もしくは個人に表彰もしくは物質的奨励を与えるものとする。拾得した遺失物，漂流物もしくは失踪したペットは持ち主に返還しなければならず，費用の支出があった場合には持ち主は償還するものとする。

第61条 政府所有の土地，森林，連峰，草原，荒野，河口，水域は法による公有制，集団所有制のもと個人使用，請け負いおよび請負経営権の法的保護を受ける。使用者は管理，保護および合理的利用の義務を負う。
関係単位の許可を経ずに土地を売買，貸出，抵当もしくはその他の形式の不法譲渡をしてはならない。

第62条 政府所有の鉱物は政府所有の単位および集団所有制単位が採掘するものとし、法により公民も採掘することができる。政府は合法的採掘権を保護するものとする。

第63条 政府所有制企業は政府が授与したその企業の経営管理に関する財産に対し、法により経営権を享有し法的保護を受けるものとする。

第64条 不動産の隣人はそれぞれ生産に有利で、生活を便利にし、相互に団結し、公平合理的の精神で正確に水を止め、排水し、通行し、通風し、採光するなどの処理で隣人関係を築かなければならない。隣人の造成に妨害または損失を与える場合は、侵害を停止し、妨害を排除し、損失を賠償しなければならない。

第65条 債権債務は契約もしくは契約の約定もしくは法律の規定により、当事者の間に生まれた特定の権利および義務をいう。権利を享有する者を債権者と、義務を負う者を債務者という。債権者は債務者に対し契約の約定もしくは法律の規定により義務を履行することを要求する権利を持つ。

第66条 契約は当事者間で成立、変更、終了する民事関係の協議である。法により成立した契約は法的保護を受ける。

第67条 債権者が二人以上いる場合、確定

した額により権利を分有するものとする。債務者が二人以上いる場合、確定した額により義務を分担するものとする。

第68条 債権者もしくは債務者の一方の人数が二人以上の場合、法律の規定もしくは当事者の約定により、連帯権利を享有する各債権者は債務者に履行義務を要求する全ての権利を持つものとする。連帯義務を享有する各債務者は全ての債務を負う義務を持ち、義務を履行した者は、その他の連帯義務者に分担額の償還を要求する権利を持つ。

第69条 契約の当事者は契約の約定より、自己の義務を全て履行し、契約中関係する質量、期限、地点もしくは価格が不明確で契約の関係条項から確定することができず、当事者が相談を通じても協議を達成できない場合は、以下の規定に従うものとする。

(1) 要求される質量が不明の場合は、政府の標準に従い執行し、政府の標準がない場合は通常の標準または隣国の標準により執行するものとする。

(2) 履行期限が不明確の場合は、債務者はいつでも債権者に対し義務を履行できるものとし、債権者はいつでも債務者に義務の履行を要求することができる。ただし相手方には準備に必要な時間を与えなければならない。

(3) 履行場所が不明確な場合は、貨幣

の給付の場合には貨幣の給付を受ける側の所在地で履行するものとし、その他の場合は義務の履行側の所在地で履行するものとする。

- (4) 価格に関する約定が不明確な場合は、政府の規定する価格で履行するものとする。政府の規定する価格がない場合、市場価格もしくは同類物品の価格もしくは労働報酬の標準により履行するものとする。

契約は特許申請権に関する内容については拘束力を持たない。完成した発明、創造物は当事者が申請権を有する。契約は科学技術成果の使用権に対しては拘束力を持たない。当事者は全て使用する権利を有する。

※訳者注：(1)は「不明」という語を使い(2)～(4)「不明確」という語を使っている

第70条 法律の規定もしくは当事者の約定により、以下の債務履行を担保する方式を採用することができる。

- (1) 保証人は債権者に対して債務者の債務の履行を保証し、債務者が債務を履行しない場合、約定により保証人が履行もしくは負担につき連帯して責任を負う。保証人は債務を履行した後、債務者に補償させる権利を有する。
- (2) 債務者もしくは第三者は一定の財産を抵当物として提供することができる。債務者が債務の履行をしない場合、債権者は法により抵当

物を換金または抵当物の換金価格から優先的に償還を得る権利を有する。

- (3) 当事者の一方が法律の規定の範囲内で相手方に一定額を給付し、一定額を給付した側が債務を履行しない場合、契約を履行しない場合には一定額の返還を要求する権利を失うものとする。一定額を受け取った側が債務を履行しない場合、契約の約定を履行しない場合、一定額の2倍を返還しなければならない。

- (4) 契約の約定により一方が相手方の財産を占有し、相手方が契約による約定期間を経過しても支払いをしない場合、占有者は当該財産を留置し、法律の規定により留置財産を換金または当該財産の換金価格から優先的に償還を得る権利を有する。

第71条 合法的賃借関係とはワ州銀行の同期間の利息の2倍を超えないものとし、法律の保護を受けるものとする。高利貸しの形式を持って賃借関係を形成することは、金融秩序を乱す行為であり法律の保護を受けられない。

第72条 契約の一方の者が権利を得、義務の全部または一部が第三者のためのものである場合は、契約の相手方の同意を得なければならない。併せて利益を得てはならない。規定により政府が許可しなければならない契約は、本来許可

すべき機関が許可をするものとする。

第73条 合法的根拠がないにも関わらず、不当な利益を得、他人に損失を与えてはならず、取得した不当な利益は損失を受けた者に返還しなければならない。

第74条 法定もしくは約定の義務がないにも関わらず、他人の利益が損失を受けることを避けるために管理もしくはサービスを行う場合、受益者に支出した必要経費を償還する権利を有する。

第75条 公民、法人は著作権（版權）を享有し、法により氏名表示、発表、出版、報酬を得る権利を有する。取得した特許権は法律の保護を受ける。

第76条 法人、個人工商業者、個人グループが法により取得した商標特許権は法律の保護を受ける。

第77条 公民は自己の発見に対し発見権を享有する。届け出て政府に許可された発見者は優先採掘、利用をすることができ、発見者が発掘、利用の能力がない場合には、政府により物質的奨励を受けるものとする。

第78条 公民は生命健康権を享有する。公民は姓名権を享有し、自己の姓名の使用の決定および規定による改変、他人の干渉、盗用、詐称を禁止する権利を享有する。法人、個人工商業者、個人グループは名称権を享有し、企業法人、

個人工商業者、個人グループは自己の名称を使用し法により譲渡する権利を持つ。

第79条 公民は肖像権を享有し、本人の同意を得ずに営利の目的のため公民の肖像を使用してはならない。公民、法人は名誉権を享有し、公民の人格尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗などの方法により公民、法人の名誉に損害を与えることを禁止する。公民法人は榮譽権を享有し、不法に公民、法人の榮譽称号を剝奪することを禁止する。

第80条 公民は婚姻自主権を享有し、売買、請負婚およびその他婚姻の自由に干渉する行為を禁止する。

第81条 婚姻、家庭、老人、父母および子どもは法律の保護を受け、障害者の合法的權益も法律の保護を受けるものとする。男女は平等の民事権利を享有する。

第82条 公民、法人が契約に違反もしくはその他の義務を履行しない場合、民事責任を負わなければならない。公民、法人は過失によって政府や集団の財産を侵害した場合および他人の財産、人身の権利を侵害した場合は民事責任を負わなければならない。

過失がないが法律の規定により民事責任を負わなければならない場合は、民事責任を負わなければならない。公民、法人の工事完了後、長期に亘って労働

者の給与を未払いにしていた場合、総額の30%を上乗せした額を労働者に償還するものとする。

第83条 不可抗力により契約が不履行もしくは他人に損害を与えた場合は民事責任を負わない。法律政策に別の定めがある場合は例外とする。

第84条 債務は清算されなければならない。しばらく償還する能力がない場合は、債権者の同意もしくは司法機関の決裁を経て、債務者は分割償還することができる。償還の能力があるにも関わらず、償還しようとしめない場合は、司法機関の判決により強制償還するものとする。

第85条 公共団体、集団の財産もしくは他人の財産や人身が侵害を受けるのを防止、制止するために自己が損害を受けた場合は、侵害者は賠償責任を負い、受益者は適当な補償をしなければならない。

第86条 民事責任を負った法人、公民に対し、行政、刑事責任を追及する必要がある場合は、法によって追及しなければならない。

第87条 当事者の一方が契約の義務を履行した場合もしくは契約の義務に合致しない条件で履行した場合は、もう一方は履行もしくは補償措置を取ることを要求する権利を持ち、併せて損失賠償

を要求する権利を持つ。

第88条 当事者の一方の契約違反の賠償責任は、もう一方の受けた損失に相当するとしなければならない。当事者は契約の約定により、一方に契約違反があったとき、もう一方に一定額の違約金を支払わせることができ、契約の約定により契約違反に対し発生した損失賠償額を計算する方法を取ることもできる。

第89条 当事者双方が契約違反をした場合、各自が分担して民事責任を負わなければならない。

第90条 契約の変更もしくは解除は、当事者の要求する損失求償の権利に影響を与えない。

第91条 公共団体、集団の財産もしくは他人の財産を侵奪した場合、財産を返還しなければならない。財産の返還ができない場合は、換金して賠償をしなければならない。公共団体、集団、個人の財産を損壊した場合は原状回復か換金して賠償しなければならない。

第92条 公民、法人の著作権（著作権）、特許権、商標専用権、発見権、発明権およびその他の科学技術成果権が剽窃、改竄、詐称などの侵害を受けた場合、侵害を停止し、影響を抹消させ、損失を賠償させる権利を有する。

第93条 公民の身体に傷害を負わせた場合

は、医療費、仕事の遅延に関する費用、看護費、障害者生活補助費などの費用、死亡した場合には、当地の風俗に従った埋葬費、死亡の前に扶養していた者に必要な生活費などの費用も賠償しなければならない。

第94条 公民の姓名権、肖像権、名誉権、栄誉権が侵害を受けた場合、侵害を停止し、名誉を回復し、影響を抹消させ、謝罪させる権利を持ち、併せて損失倍種を要求することもできる。

第95条 政府の従業員が公務の執行時に公民、法人の合法的権益を侵害し損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。

第96条 製品の品質が不合格で他人の財産、人身に損害を与えた場合は、製品の製造者、販売者は法により民事責任を負わなければならない。運輸者、置き業者はその責任がある場合に、製品生産者、販売者は損失賠償を請求する権利を持つ。

第97条 高所、高圧、燃焼しやすい、爆発しやすい、劇物毒物、放射性、高速運輸など周囲の環境に高度の危険がある業務に従事し、他人に損害を与えた場合は民事責任を負わなければならない。その損害が被害者の故意によって受けたものを証明できた場合は、民事責任を負わない。

第98条 環境保護の規定および汚染防止規定に違反し、環境汚染で他人に損害を与えた場合は、法により民事責任を負わなければならない。

第99条 公共場所、道端または通路の穴、修繕取付がされた地下施設などで標識が設置されておらずもしくは安全措置が取られておらず他人に損害を与えた場合には、施設の工事人は民事責任を負わなければならない。

第100条 建築物またはその他施設および建築物に放置されている物、ぶら下がっている物が倒壊、脱落、墜落して他人に損害を与えた場合には、その所有者または管理者は民事責任を負わなければならない。ただし、自己に過失がないことが証明された場合はこの限りでない。

第101条 動物を飼っている者は、動物が他人に損害を与えた場合、飼い主が民事責任を負わなければならない。

第102条 医療事故によりワ州衛生処が負う民事責任は、医療事故の技術鑑定の後、司法機関により決裁が進行するものとする。

第103条 公民は法により相続権を享有する。遺言がある場合、遺言に従い相続し、遺言がない場合、以下の順序により相続するものとする。

(1) 配偶者、子女、父母

(2) 兄弟姉妹, 祖父母, 外祖父母

第104条 同一順序の相続は遺産を均等に分配するものとする。ただし夫婦の婚姻関係が存続していた期間の所得は共同所有の財産は, 約定がある場合の他, まず共同財産の半分を配偶者に与え, その残りを被相続人の遺産とする。

第105条 遺産の相続は被相続人の債務を清算し, 清算債務に不足する部分がある場合は相続人が分担し, 清算債務に余剰する部分を均分する。

第106条 無民事行為能力者, 制限行為能力者が他人に損害を与えた場合には, 監護人が民事責任を負うものとする。監護人が監護責任を尽くしていた場合は, 民事責任は軽減されなければならない。

第107条 民事責任を負う場合の主要な方法は以下の通りとする。

- (1) 侵害の停止
- (2) 妨害の排除
- (3) 危険の除去
- (4) 財産の返還
- (5) 原状の回復
- (6) 修理, 再制作, 交換
- (7) 損失の賠償
- (8) 違約金の支払い
- (9) 影響の抹消, 名誉の回復
- (10) 謝罪

以上を民事責任を負う場合の方式とし, 単独で行うことも, 複数を合わせて行うこともできる。

第108条 司法機関が民事案件を処理する場合, 上述の規定を適用する他に, 訓戒, 過ちを悔い改めることの命令, 不法活動および不法所得の徴収, 併せて法律の規定により罰金, 拘留に処することもできる。

第109条 司法機関に民事権利の保護を請求する訴訟時効は2年とする。身体が傷害を受けたときの賠償の要求, 借り賃の支払いを延期・支払拒絶などの場合の時効期間は1年とする。

第110条 本文中言及していないおよびその他の民事行為については, 公平, 公証, 公民・法人の合法的權益を維持し, 社会の公德および社会の安定的発展がなされるようにその他の規定を参照して, 事実に基づき真実を求め事情を斟酌して処理するものとする。

Ⅲ ワ州民法の条文を概観して

安田=高橋(2016:p.117)では, ワ州民法はかなり粗雑であると述べた。それは, IIで概観した条文からも同様に言えるだろう。すなわち, 「筆者注」の形式で注釈したが, 使用している用語に統一性がなかったり, 条文の号番号が途中で抜けていたりする点である(特にワ州民法第44条)。ワ州民法は, 非常に粗雑であり, しかも, 法運用の状況は不明なため, この条文も形式的なもので運用実態は全く異なるものかもしれないがこのような「法律」を制定している地域があるのであ

る。ワ州民法は、中華人民共和国(以下「中国」という)の民法通則(1986年4月12日公布、1987年1月1日施行)を参考に制定されたものと考えられる。しかし、安田=高橋(2016: p.109-110)で示したように、中国の民法通則をそのまま施行するのではなく、ワ州に合わせて修正をしている。しかし、修正をしたはずなのに、号番号が抜けているなどの粗雑な点があるということがワ州民法の特徴と言えるであろう。

安田=高橋(2015)、安田=高橋(2016)と合わせてこれでワ州基本法全16章のうち、第二章まで見たことになる。残りのワ州基本法の研究も先の長くなることだが、「ワ州」というアジアの一部の解明のために今後も研究作業を続けていきたい。

注)

- 1 ワ州の概況については、日本語では安田=高橋(2015: p.71-77)が詳しい。
- 2 ここでのワ州民法の和訳は、緬甸佤邦司法工作委員会(2004: p.10-41)を底本にしている。なお、筆者が緬甸佤邦司法工作委員会(2004)を入手した方法については、安田(2011)を参照。

【参考文献】

[日本語文献] (50音順)

- ・安田峰俊(2011)『独裁者の教養(星海社新書)』講談社。
- ・安田峰俊=高橋孝治(2015)「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——(1) 総則」『経営情報研究(多摩大学研究紀要)』19号。
- ・安田峰俊=高橋孝治(2016)「ワ州基本法

の研究——中国法との比較を通じて——(2) 民法」『経営情報研究(多摩大学研究紀要)』20号。

[中国語文献(ワ州で流通しているもの)]

- ・緬甸佤邦司法工作委員会(編)(2004)『佤邦基本法(試行)』[発行元不明]。